

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十月四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一四〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「検査企画官」を「経済安全保障室長 金融サービス仲介業室長 貸金業

室長 フィンテックモニタリング室長 検査企画官」に改め、「金融会社室長 暗号資産モニタリング室

長」及び「金融サービス仲介業室長」を削り、同部証券取引等監視委員会事務局の項中「総括調整官」を

「国際証券検査室長 総括調整官」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「課徴金審査官」を削る。

別表総務省の部内部部局の項中「研究推進室長」を「投資審査室長 研究推進室長 革新的情報通信技術

開発推進室長」に、「総合通信管理室長 情報通信経済室長」を「情報通信経済室長 総合通信管理室長」に改め、「情報流通高度化推進室長 デジタル企業行動室長」を削る。

別表国税庁の部内部部局の項中「調整室長」を削り、「相互協議室長」を「デジタル化・業務改革企画官 データ活用企画官 相互協議室長」に、「主任税務相談官」を「主任税務相談官 調整室長」に、「情報技術室長」を「デジタル化・業務改革室長 データ活用推進室長」に、「消費税軽減税率制度対応室長」を「軽減税率・インボイス制度対応室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「生活衛生・食品安全審議官」を「医薬産業振興・医療情報審議官 生活衛生・食品安全審議官」に改め、「医療イノベーション推進室長」、「農山村雇用対策室長」及び「多様な働き方推進室長」を削り、「少子化総合対策室長 児童福祉調査官」を「児童福祉調査官」に、「健全育成推進室長」を「少子化総合対策室長 健全育成推進室長」に改め、「少子化総合対策室長」を削り、「労働保険審査会事務室長」の下に、「少子化総合対策室長」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「審議官 課長」を「地域脱炭素推進審議官 審議官 課長」に、「地域循環共生圏推進室長」を「市場メカニズム室長」に改め、「環境リスク評価室長」、「脱炭素化イノベーション

シヨン研究調査室長」、 「市場メカニズム室長」及び「国際協力・環境インフラ戦略室長」を削り、「海洋環境室長」を「海洋環境室長 土壌環境室長」に改める。

別表備考第一項中「令和四年五月三十一日」を「令和四年八月三十一日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。